

# 会 議 要 旨

会議名	平成29年度第1回倉敷地区福祉有償運送運営協議会
開催日時 開催場所	平成29年10月3日（火）13：30～15：40 岡山県備中県民局会議棟1階会議室
出席委員	中村 孝文（会長） 萩原 一正 臼井 章夫 秋田 展生 横山 和廣 武政 慶彦（代理出席） 新谷 秀樹 本郷 泰宏 松野 貴大（代理出席） 鷲田 陽介 原 裕康
議題	①倉敷地区福祉有償運送運営協議会運営要領（案） ②管内の概況 ③運送者の事業計画（更新登録） 社会福祉法人薫風会 ④運送者の事業計画（新規登録） 特定非営利活動法人赤まる福祉移送
公開・非公開 の別	公開
傍聴人人数	0人
会議資料名	○県主宰地区福祉有償運送運営協議会設置要綱 ○倉敷地区福祉有償運送運営協議会運営要領（案） ○倉敷地区福祉有償運送運営協議会会議の公開に関する取扱要領 ○岡山県内の福祉有償運送の実施状況 ○岡山県福祉有償運送登録法人一覧 ○倉敷地区福祉有償運送登録法人 ○一般法人タクシーの福祉車両保有状況 ○介護タクシー事業者（福祉限定）の状況 ○倉敷地区運営協議会管内図（福祉有償運送者） ○倉敷地区運営協議会管内図（一般法人タクシー） ○倉敷地区運営協議会管内図（介護タクシー） ○移動制約者の状況等（倉敷地区） ○市町によるタクシー助成事業等の状況 ○社会福祉法人薫風会申請書類（抜粋）

	<p>○特定非営利活動法人赤まる福祉移送申請書類（抜粋） ○福祉有償運送の対価（岡山運輸支局例示）</p>
<p>会議の要旨 議題①</p>	<p>○倉敷地区福祉有償運送運営協議会開催要領（案） 【事務局から説明】 議題①については、質疑なし</p>
<p>議題②</p>	<p>○管内の概況 【事務局から説明】 議題②については、質疑なし</p>
<p>議題③</p>	<p>○更新申請に係る福祉有償運送実施計画の検討 （社会福祉法人薫風会） 【事務局からの実施計画等説明、及び、申請者からの今後の取組方針（運転職員の職業安定所での継続募集及び現在の職員2名が11月に福祉有償運送運転者講習受講・資格取得して運転職員を増員する）を中心に追加説明後に質疑応答】</p> <p>（委員） 提出された申請書に記載されている現在の運転従事者は、その勤務時間などから法人が実施しているデイサービスの送迎に従事していると推察され、そのメイン業務へ従事することから福祉有償運送業務には対応を断ったりして利用実績がないという結果になっているようだが、今後の福祉有償運送への対応が可能となる具体的なイメージが出来る体制を説明してもらいたい。</p> <p>（申請者） 11月の運転者講習を受講して福祉有償運送運転資格を取得する2名は法人の正規職員であり、勤務時間も8時30分から17時30分なので福祉有償運送にも対応できると考えている。</p> <p>（委員） 提出された実績報告では、予約を断ったのは6ヶ月間で2件、そして運行実績が0件ということからすると、運転者を確保して体制を整えるだけで今後の運行実績が上がることになるのか。</p> <p>（申請者） 実績報告に挙げた件数は、電話予約があつて断った件数を計上しており、当法人でいろいろなサービスを提供している中で管理者などからは通院利用などのニーズがあがっていることを聞いているので、これらに対応すれば件数は伸びていくと考えている。</p> <p>（委員） 今後資格を取得する職員の方は福祉有償運送専任になるのか、そ</p>

れとも他の業務との兼務になるのか。

もし兼務ということならば、現在の運転者が対応出来なかったことと同じようになってしまわないのか。

(申請者)

福祉有償運送専任ではなく、兼務で考えている。

資格を取得する正規職員2名は現在もそれぞれ休みがあまり重ならないように調整しているし、3日前までに予約してもらえれば、十分に対応できると考えている。

(委員)

薫風会は倉敷市内でも高齢者福祉の中核法人で福祉をリードされていることからすると、それほど輸送ニーズがないのであれば、この福祉有償運送にそんなにこだわる必要性もないのでは、他者に任せてもいいのではとも思ったりするが、この事業を人を充足してでもやっていきたいという背景などがあれば説明してもらいたい。

(申請者)

いろいろな事業所を運営しているが、利用者さんの重度化や介護者の高齢化も進んでおり、離れた病院への通院送迎などもその状況をよく知っている人に頼みたい等という意向もあり、今後、こうしたニーズに対応できる体制づくりを考えているので更新登録をしたいと思っている。

(委員)

法人の介護事業と福祉有償運送事業をどちらを優先するかという考え方からこのような結果になっているように思う。そうであるなら運行時間帯を変更することも考えてみてもいいのではないか。

(委員)

パンフレットでは営業時間が8時から17時となっており、職員の勤務時間は8時30分から17時30分と言われたが、それで対応できるのか。

また、現在の登録者9名については、社会福祉法人の利用者なのか。

福祉有償運送は、地域の心身障害等の方の外出支援にあり、地域に広報して広げてやっていく意向はないのか。

(申請者)

勤務時間を30分ずらすことは可能であり対応は出来る。

現状は、法人利用者の利用を中心に考えているが、将来的には福祉有償運送本来の対応ができるよう地域へ拡大していくことにも取り組んでいきたいと考えている。

法人内の地域包括支援センターで外部からの声をいただくことが多いので、相談等があれば対応していきたい。

(委員)

2名の職員が講習を受けて3名体制になるのは平成30年1月を予定しているのか。

3名体制でいくことは確定していることなのか。

また、8時から17時の時間帯のうち現在の運転者はデイサービスの送迎に従事する時間帯についても対応できることになるのか。

(申請者)

文書を作成した時点の計画を記載しているが、11月に資格取得講習を受講すれば、最短でいけば12月から体制を整えることが出来ると思う。

3名体制で行くのは確定しており、8時から17時の間に対応できることになる。

**【申請者への質疑はここで終了】**

**【申請者がいったん退席後に委員で協議】**

(委員)

社会福祉法人はその利用者を対象にサービス提供しているのがほとんどであり、地域の方への利用は低調であるのが大部分の状況だが、運転者が不足している状況下で、やめてしまうのではなく職員に講習を受けさせて続けようとする意思是尊重して頑張ってもらえたらと思う。

(委員)

社会福祉法人には地域貢献をもっと期待したい。

**【意見集約】**

本日の法人からの今後の方針を中心とする説明を受けて、本日の時点で倉敷地区福祉有償運送運営協議会としての協議が調ったものとするか、実際に運転職員が増員されたことを確認した時点で協議を調ったものとするかを中心に意見調整を行った結果、最終的には出席委員の過半数の意見として本日の時点で協議が調ったものとする結論に達した。

なお、講習受講については、できるだけ早い時期の講習会を受講するよう指導することとした。

**【この後、申請者に再度入室してもらってから】**

上記の協議結果を口頭で伝え、社会福祉法人薫風会が岡山県県民生活交通課へ登録申請する際に必要な「倉敷地区福祉有償運送運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を事務局から発行する旨を申請者へ伝えた。

以上で議題③を終了

議題④

○新規申請に係る福祉有償運送実施計画の検討  
(特定非営利活動法人赤まる福祉移送)

【事務局からの実施計画等説明後に質疑応答】

(委員)

使用する福祉車両は回転シートであるが、車椅子の人は車椅子ごとは乗れるのか。

(申請者)

車椅子ごとは乗れないので、座席近くまで行っていったん下りてから補助をして乗車してもらうことになる。

(委員)

NPO法人を立ち上げて介護事業などはせずにこの事業をすることであるが、申し上げるまでもなく既存事業者は赤字となっている例が多く、ボランティア精神に基づきやっていく意向でされるということか。

また、NPOという法人形態であるが、個人でされる事業のようにも見え、福祉有償運送事業での事故への保険適用もご確認はされているようだが使用目的がレジャー使用となっている点など少し懸念もあるし、別の会社での夜間勤務もされている等も懸念はあるが、お伺いしたいこととして赤字ということに対してどう対応していくか。また、事故があった場合の取組スタンスはどう考えられているのか。

(申請者)

保険の適用については何度も保険会社に確認して利用者への無制限保障を確認している。

税金程度は払えたらと考えているが、営利は考えておらず、1～2年で若い運転手も確保していきたいと思っている。

(委員)

年中無休で運転者1人で対応するという計画だが、週に2回の夜勤勤務もされており、チラシで広告している内容の朝8時から17時までの運行対応ができるのか。

(申請者)

2日前までの予約であり、仕事の勤務については調節もできるし、稼働してからは利用者の様子も分かってくるのでお互いに調整がつくと思っている。

(委員)

利用登録者はどういう方なのか。

(申請者)

近所の方が多く、認可になったら利用される方を登録している。  
運転者ももう一人見込みの段階だが予定している。

(委員)

運行管理体制について、運行管理責任者は運転者が一人しかいない場合は別の人にしてもらう必要があり、事故処理の責任者も別の人を選任してもらう必要がある。

そのような人を選任することは可能か。

(申請者)

一人いる。

(委員)

運行管理責任者には、運転者の運転前に対面で健康状態の確認や点呼をしてもらわなくてはならないので、その人がいればできるが、その人がいないと運行ができないということになる。

(申請者)

必ずいる。

(委員)

運転者が一人なので、その方が運行管理責任者になっても、必ず運行管理代行者が点呼等を受けているという形は不自然であり、そうであるなら最初から運行管理代行者を運行管理責任者に修正しなさいということでもいいのか。

運行管理代行者はいないといけないのか。

(委員)

運転者と運行管理責任者が別人であるなら問題ない。

国の通達では運行管理責任者が必ずいるのであれば、運行管理代行者は置かなくてもいい。(望ましくはないが。)

ただし、運行管理責任者が不在であれば、運行できないことになる。

(申請者)

まだ立ち上げ期であり、今後運転者が増えたりすると運行管理代行者を置くことも可能になると思う。

(委員)

現在登録している方の利用はどれくらい想定しているのか。

(申請者)

予定だが、週2回や1回利用したいとか個々には希望を聞いている。

実際に運行してみないとはっきりしないが、それらの人が乗り始めると口コミなども広がるだろうし、それも期待している。

【申請者への質疑はここで終了】

【申請者がいったん退席後に委員で協議】

(委員)

申請者からは以前に相談を受けたことがあり、当初の話では、登録不要の活動を念頭に考えていたようだが、最終的にNPOを立ち上げて、採算が取れなくても福祉有償運送をやろうという気持ちになったようである。

福祉有償運送は継続していくのがたいへんで、赤字であっても市と県の均等割額がかかりこれが重くのしかかってくる。ただ、倉敷市の場合は税相当分の助成金があるので助かっている。

【協議後、会長が福祉有償運送実施計画検討項目に沿って確認】

○検討項目 1

利用者から收受する対価は適切に設定されているか。また、利用者にとってわかりやすい設定となっているか。

○検討項目 2

利用登録者は、福祉有償運送の対象者であるか。

○検討項目 3

利用登録者の状態に応じた車両は保有されているか。

○検討項目 4

運転者数に見合った運行計画になっているか。

○検討項目 5

運行内容に問題がないか。

○検討項目 6

予約方法は明確に設定されているか。

○検討項目 7

その他

検討項目 1～6 について出席委員からの異論なく、全ての項目が「問題なし」とされ、検討項目として運行管理体制及び事故処理体制部分、運行管理責任者の承諾書は修正するよう指導して、倉敷地区福祉有償運送運営協議会の総括として「今回提出された福祉有償運送計画は適正」と合議決定された。

【この後、申請者に再度入室してもらってから】

上記の検討結果及び登録申請書類の修正を口頭で伝え、特定非営利活動法人赤まる福祉移送が岡山県県民生活交通課へ登録申請

する際に必要な「倉敷地区福祉有償運送運営協議会において協議が調ったことを証する書類」を事務局から発行する旨を申請者へ伝えた。

以上で議題④を終了。

**【閉会】**